第６回　計画評価及び検証小委員会
資料３

広域系統整備計画等に関するガイドラインにおける具体的な検証内容について

2025年9月26日
広域系統整備委員会
計画評価及び検証小委員会事務局

はじめに （１）

- 第83回電力・ガス基本政策小委員会（2024年11月20日）において、系統整備に係る費用増額時のコストの考え方を事前に整理しガイドライン等に取りまとめる方針が示され、第1回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（2025年5月23日）において、その方向性について整理が行われた。
- 国の整理を踏まえ、ガイドラインの素案を作成し、第92回広域系統整備委員会（2025年9月2日）にて、ガイドラインの大きな方向性等について、ご議論いただいた。

第1回 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（2025年5月23日）資料7 に追記

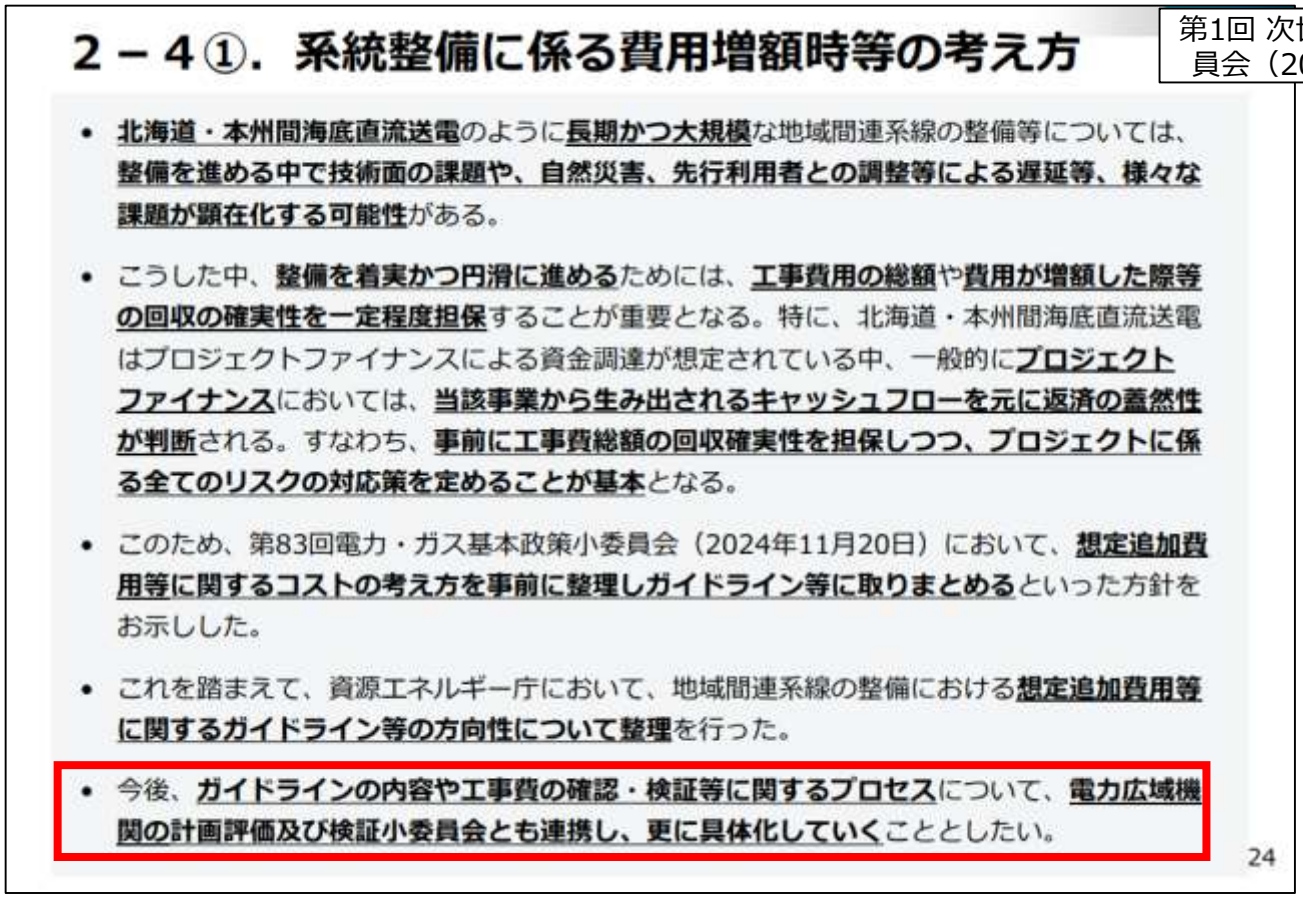

2－4①．系統整備に係る費用増額時等の考え方

- **北海道・本州間海底直流送電**のように**長期かつ大規模**な地域間連系線の整備等については、**整備を進める中で技術面の課題や、自然災害、先行利用者との調整等による遅延等、様々な課題が顕在化する可能性**がある。
- こうした中、**整備を着実かつ円滑に進める**ためには、**工事費用の総額**や**費用が増額した際等の回収の確実性を一定程度担保**することが重要となる。特に、北海道・本州間海底直流送電はプロジェクトファイナンスによる資金調達が想定されている中、一般的に**プロジェクトファイナンス**においては、**当該事業から生み出されるキャッシュフローを元に返済の蓋然性が判断**される。すなわち、**事前に工事費総額の回収確実性を担保しつつ、プロジェクトに係る全てのリスクの対応策を定めることが基本**となる。
- このため、第83回電力・ガス基本政策小委員会（2024年11月20日）において、**想定追加費用等に関するコストの考え方を事前に整理しガイドライン等に取りまとめる**といった方針をお示しした。
- これを踏まえて、資源エネルギー庁において、地域間連系線の整備における**想定追加費用等に関するガイドライン等の方向性について整理**を行った。
- 今後、**ガイドラインの内容や工事費の確認・検証等に関するプロセス**について、**電力広域機関の計画評価及び検証小委員会とも連携し、更に具体化していく**こととしたい。

24

はじめに （２）

- 第92回広域系統整備委員会（2025年9月2日）において、「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン（仮称）」（以下、「本ガイドライン」という。）のうち、具体的な検証の実務に係る事項については、検証の実務を担う「計画評価及び検証小委員会」においてご審議いただくこととした。
- そのため、本日は、具体的な検証の実務に係る事項に関して整理した内容について、ご議論いただきたい。

本日ご議論いただきたい事項

第92回 広域系統整備委員会
（2025年9月2日）資料１ に追記

- 背景と目的を踏まえ、「広域系統整備計画のコスト検証及びレベニューキャップ制度上の取扱い等に関するガイドライン（仮称）」（以下、「本ガイドライン」という。）について、5～6頁の全体概要のとおり作成を進めている。
- 本ガイドラインでは、事業者の予見性をより一層高める観点で、具体的な検証の実務に係る事項についても記載を行いたいと考えており、そうした詳細な内容は「計画評価及び検証小委員会」においてご審議いただく予定。
- このため、**本委員会においては、本ガイドラインの構成と、特に影響の大きい物価上昇ならびに予備費の扱いについてご審議いただきたい。**

【本日の内容】

- ✓ 本ガイドラインの全体概要
- ✓ 本ガイドラインにおける将来の物価上昇と予見が困難な事象※に対する考え方
- ✓ 上記考え方を踏まえた具体的な内容について

※ 合理的な検討を行っても予見が困難な事象、または事象そのものは予見可能であっても当該事象に係る工事費または変動分の合理的な算出が困難な事象

本日ご議論いただきたい事項

- 従前どおり、国民負担の抑制を図る観点から、工事内容・工事費が妥当であるかを検証することの必要性は変わらない一方で、近年の広域系統整備計画を取り巻く困難な環境においては、工事費増加時の扱いの明確化や事業に要する費用回収の予見性の向上も必要となってきている。
- そのため、本ガイドラインにおいては、以下の事項の明確化を行うこととしたい。
  - ✓ **「計画評価及び検証小委員会」の検証プロセスの各段階における評価・検証の手続きや方法**
  - ✓ **物価変動の想定や実績確認の方法、予備費の執行対象となる事象の判断基準**

【本日の内容】

- 検証プロセスについて
- 広域系統整備計画における工事費の概算額の考え方
- フェーズ１（広域系統整備計画策定**前**）
  - ✓ 実施案の評価の具体的な方法
  - ✓ 実施案における物価変動の想定方法と予備費の計上方法
- フェーズ２（広域系統整備計画策定**後**～工事完了）
  - ✓ 調達プロセス・工事内容の検証の具体的な方法
  - ✓ 中間検証：予備費の執行対象（予見が困難な事象）の判断基準ならびに具体例
  - ✓ 最終検証について
  - ✓ 最終検証：物価変動の実績確認の方法

検証プロセスについて

- 基本的には、これまでと同様に、フェーズ１において計画（＝実施案）を評価し、フェーズ２において調達方法や詳細設計により工事内容の変更があったものを検証する。
- また、予見困難な事象の発生による工事費変動が生じた場合等に、必要により中間検証を行う。
- さらに、工事完了後に、最終検証として、事業全体のコスト効率性、工事完了状況等について総合的な検証を行うこととし、物価変動による工事費変動の実績も確認する。

「計画評価及び検証小委員会」（＝検証小委）における検証の流れ

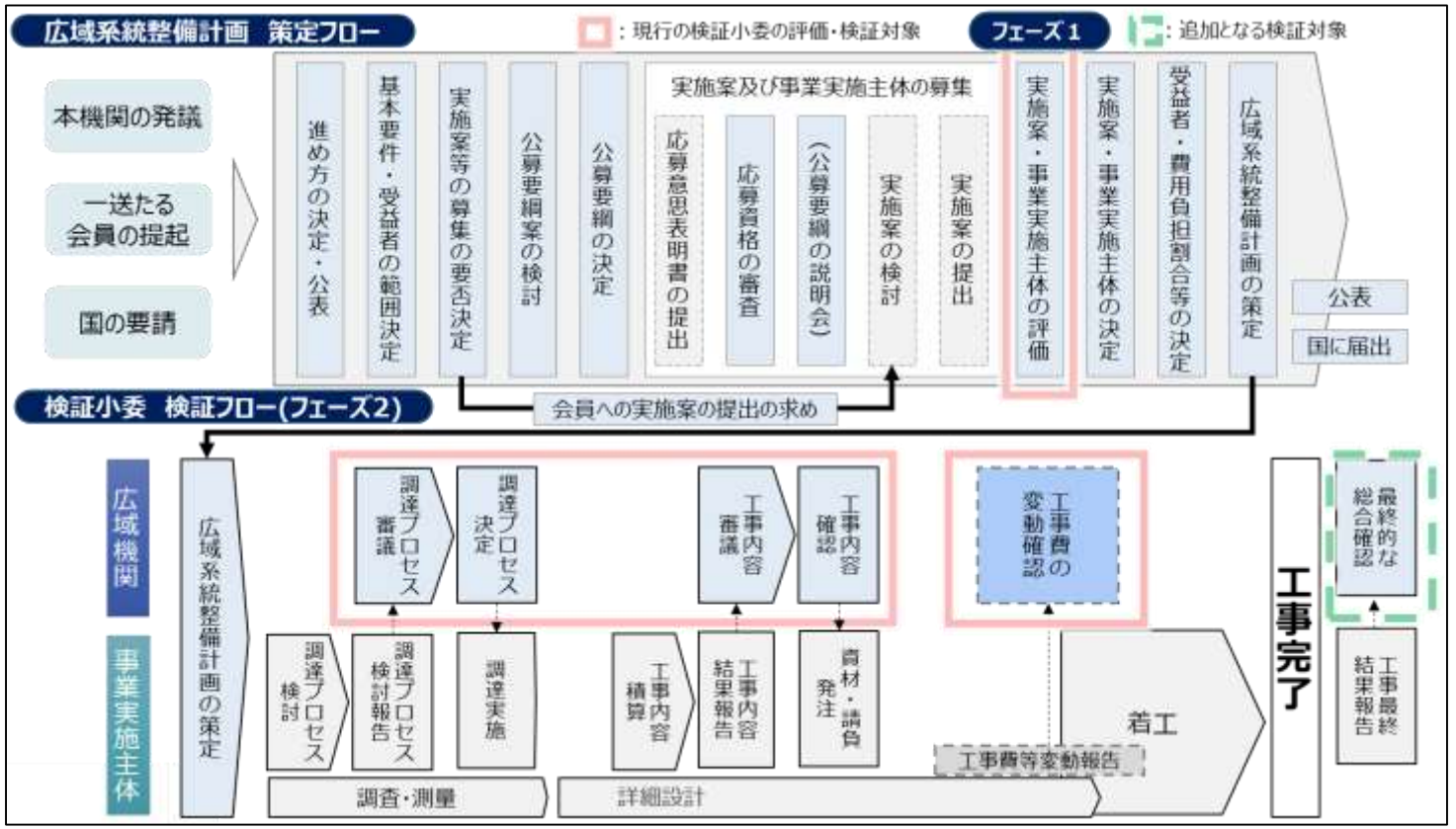

広域系統整備計画における工事費の概算額の考え方

■ 広域系統整備計画（以下「整備計画」という。）の工事費の概算額については、以下の通りとする。

第92回 広域系統整備委員会
（2025年9月2日）資料１

① 整備計画における工事費の概算額の考え方

■ 整備計画の策定段階においては、**工事費の概算額は実施案を作成・提出する時点の物価に基づき計上することを基本とし**、メーカーの見積額を参照する場合などにおいて、作成・提出する時点以外の物価に基づき計上することが必要な場合には、計上した費用の考え方を示すこととしてはどうか。

■ 効率的な検証と工事費増額に対する説明性を向上するため、**将来の物価上昇ならびに計画段階では予見困難な事象の発生に対応するための費用を工事費の概算額とは区分**し、将来の工事費の変動の可能性を示すこととしてはどうか。
また、予見困難な事象の例をガイドラインに記載することとしてはどうか。

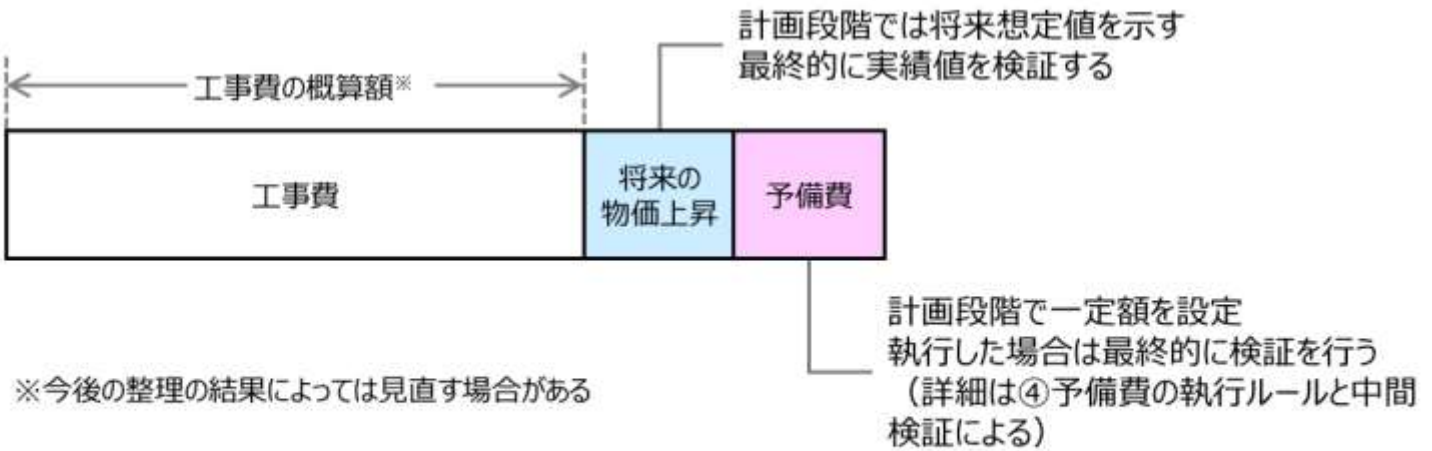

工事費の概算額の範囲

①実施案の評価の具体的な方法（1）

- 実施案の評価では、**設備構成・工事費・工期について以下の観点から評価することを示してはどうか。**
  - ✓ 設備構成：基本要件又は公募要綱に基づき、対策工事全体として合理的に設備形成がなされているか。
  - ✓ 工事費：調達プロセスにおいて競争入札が基本となることを念頭に、対策工事件名毎に合理的な工事費か。
  - ✓ 工期：工期算定の前提条件、工期短縮に対する対応方針や具体的な短縮の可能性が明確化されているか。
- そのうえで、設備構成・工事費の詳細な確認項目例等について次頁以降の通り明確化してはどうか。

実施案・事業実施主体の評価における検証小委の確認事項について

第1回 計画評価及び検証小委員会（2025年2月28日）資料１

- 有資格事業者より提出された実施案（流通設備の建設、維持及び運用の実施方策の案）の評価について、整備委及び検証小委において、業務規程に定める以下の確認事項に関する総合的な評価を行い、実施案及び事業実施主体（流通設備の建設、維持及び運用を実施する事業者）を決定する。
- なお、検証小委においては、主として確認事項（A）～（C）について技術的な評価を行う。

	業務規程に定める事項	
	確認事項	概要
(A)	公募要綱等への適合性	増強容量、増強の完了時期、送配電等業務指針に定める電力系統性能基準の充足性、法令又は政省令への適合性等
(B)	経済性	工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等
(C)	系統の安定性	電力系統の運用に関する柔軟性、事故発生時のリスク等
(D)	対策の効果	安定供給、電力取引の活性化、再エネ電源の導入拡大等への寄与
(E)	事業実現性	流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等
(F)	事業継続性	財務的健全性、流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等
(G)	その他実施案の妥当性を評価するに当たって必要な事項	

(注)
「広域系統整備委員会」（＝整備委）
「計画評価及び検証小委員会」（＝検証小委）

①実施案の評価の具体的な方法 (2)

設備構成・工事費の詳細な確認項目例

	具体例
設備構成	● 送電ルートが極力短いルートとなっているか、またそうでない場合にはその合理的な理由（例：設備故障発生時の信頼度や技術基準、保守面、用地制約、洋上風力などの将来発電所との協調等） ● 変電所、開閉所、交直変換所等の構成や地点選定が、設備故障発生時の信頼度や技術基準、保守面、用地制約等をふまえて、合理的なものとなっているか ● 電圧階級、設備容量等の機器の仕様選定は合理的か ● 土地造成、建物工事が合理的な範囲に留められているか ● 将来拡張性の考慮範囲が妥当であるか
工事費	● 至近の類似工事の実績費用を工事費の根拠とする場合は、当該工事を採用する理由が合理的であるか。また、当該工事の実施からの期間があき、価格補正（物価・労務費）が必要な場合は、その補正理由と補正方法が合理的であるか ● 見積結果を利用する場合は、調達プロセスにおいて競争入札が基本となることを念頭に、合理的な工事費計上を行っているか ● 社内単価を用いる場合は、その単価を用いる理由が妥当であるか ● 物量に応じた工事費となっているか （例：鉄塔、電線について、重量、こう長、基数に応じた工事計画値（資材費、請負費）等） ● コスト低減策や工期短縮策についての具体的な検討内容

①実施案の評価の具体的な方法 (3)

工期に関する考え方（計画段階）の具体的な記載

- 有資格事業者は工期を想定する上での前提条件を明らかにし、工期短縮に対する対応方針や具体的な短縮の可能性について、それを実現するために必要な要素などを明確にする。
- 工期延長の可能性については、事前に想定される工期延長の理由とともに、これを考慮した工期についても可能な範囲において明らかにする。
- 広域機関は、有資格事業者の説明を踏まえた工期を示すとともに、工期見直しの判断基準となる項目と整備計画策定時の工程における該当時期を整備計画に明記する。

②実施案における物価変動の想定方法と予備費の計上方法（1）

フェーズ１

- 物価変動により、将来的に工事費が変動する可能性があると有資格事業者が判断する場合には、その額を算出して実施案に記載することとし、**想定に用いる指標の例や想定方法として望ましい例を本ガイドラインに記載してはどうか。**
- また、**想定内容※について、実施案評価（フェーズ１）の中で妥当性を確認することとしてはどうか。**加えて、あくまで計画段階における想定額であることから、フェーズ２において、物価上昇実績額を確認することとしてはどうか（詳細は本資料⑥項目を参照）。 ※用いた指標とその根拠、算定期間・方法、算定額等

物価変動の想定に用いる指標の候補

- ✓ 公共工事設計労務単価（全国全職種）
- ✓ 消費者物価指数（総合）
- ✓ 国内企業物価指数（総平均）
- ✓ 国内企業物価指数（鉄鋼）
- ✓ 国内企業物価指数（非鉄金属[銅・アルミ]）

※合理的に説明可能な場合は他の指標も使用可

将来の物価上昇の望ましい想定方法

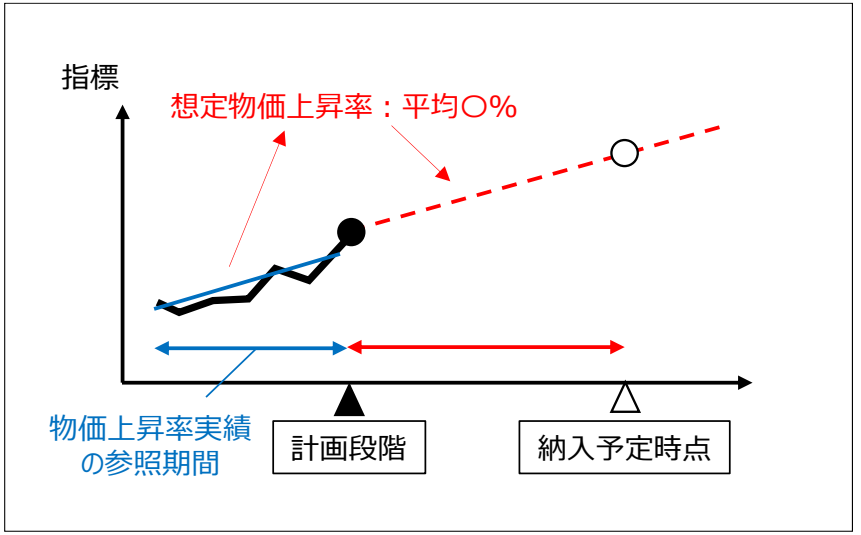

物価変動の想定に用いる指標等については、電力・ガス取引監視等委員会の**料金制度専門会合における議論状況等も踏まえて適切な指標を検討する**

- ✓ 物価上昇想定の**算定期間、算定方法が明確**となっている
- ✓ なお、想定物価上昇率の算出に用いる実績期間は物価変動の傾向を踏まえて有資格事業者が個別に判断する

②実施案における物価変動の想定方法と予備費の計上方法（2）

フェーズ１

■ 予備費の計上内容について、**実施案評価（フェーズ１）の中で妥当性を確認することとしてはどうか。**

③ 予備費の設定の考え方と計上方法

第92回 広域系統整備委員会
（2025年9月2日）資料１ に追記

■ 計画段階において調査・詳細設計による設計変更の可能性や自然災害の影響等を精緻に想定することは困難である一方で、そうした状況の中で事業者は投資判断を行う必要がある。

■ **このため、予見困難な事象による工事費増額の扱いを明確化する観点で、整備計画においても将来のコスト増リスクへの対応のための予備費を示すこととし**、その額は、長期脱炭素電源オークションガイドラインの記述等を参考に**工事費の概算額の10～15%程度を設定することとしてはどうか。**

■ なお、工事の規模等により、必要な予備費も変わると想定されることから、例えば、海底直流送電や長距離（100km超）架空送電線等は15%、それ以外は10%といった例を示しつつ、事業者が合理的に説明できる場合には、事業の規模や性質に応じて個別の予備費額を設定できるものとしてはどうか。

（参考）

「長期脱炭素電源オークションガイドライン（資源エネルギー庁）」において「建設費の増加リスクへの対応として、予備費として建設費の10%を織り込むことを認める。」とされている

【制度検討作業部会　第八次中間とりまとめ（2022年10月）】

また、IEA などが 2020 年に公表した「Projected Costs of Generating Electricity 2020Edition」では、電源種別の発電コストを示す均等化発電原価 (LCOE: Levelized Cost Of Electricity) には、建設費に5～15 %の予備費（不測の事態や予期しない技術上・規制上起因するコスト増）が含められている。このように、電源投資を行う際には、コスト増リスクへの一定の対応が必要となることから、本制度措置においても初期投資額（建設費）に対して一定の予備費（例えば 10% を上限）を織り込むことを認めることとした

整備計画策定後の検証（フェーズ２）の流れと検証内容

■ **整備計画策定後の検証（フェーズ２）における確認項目について、以下の通り明確化してはどうか。**

フェーズ２の流れ

調達プロセス・工事内容の検証

↓

中間検証※

※必要により実施

↓

最終検証

工事件名毎の調達プロセスならびに工事内容の確認（従前どおり）

- ✓ **競争性の確保:** 競争入札を基本としつつ、工期等を考慮し、他の送配電事業者等との共同調達や総合評価落札方式の活用などのコスト低減策を適用し、状況に応じた最も競争的かつ効率的な調達方法が選択・実施されているか。
- ✓ **調達方法の合理性:** 随意契約を採用する場合には、その必要性・合理性について、事業実施主体から十分な説明がなされているか。
- ✓ **契約方式:** 工事の特性やリスク分担を踏まえ、合理的な契約方式が選択されているか。（例：総価契約、単価契約、コストプラスフィー契約等）
- ✓ **調達の状況:** 予定価格の設定根拠、応札状況等が妥当な範囲にあるか。
- ✓ **設計・仕様:** 最適な工法・技術の採用、過剰スペックの回避など、設計・仕様の合理性。
- ✓ **工程管理:** 効率的な工程管理による工期遵守・短縮努力。

計画からの費用増減の要因分析と妥当性評価

- ✓ **費用増減の要因特定:** 整備計画からの費用増減の要因が具体的に特定されているか。（予見困難な事象の発生、物価変動等）
- ✓ **要因発生への対応:** 要因発生に対する事業実施主体の対応は適切であったか。（リスク管理策の実施状況、代替案の検討・実施状況等）
- ✓ **費用増減額の算定根拠:** 費用増減額の算定根拠は客観的かつ合理的であるか。

③調達プロセス・工事内容の検証の具体的な方法

フェーズ２

■ **工事内容の検証の具体的な確認項目例について、以下の通り明確化してはどうか。**

	具体例
架空送電線	● 調査・測量結果を踏まえた送電線経過ルート（ルートの選定理由） ● 仮設工事を行う場合、その理由と仮設工事内容 ● 鉄塔、電線について、重量、こう長、基数に応じた工事計画値（資材費、請負費）となっているか
ケーブル	● 調査・測量結果を踏まえたケーブル敷設ルート（ルートの選定理由） ● 仮設工事を行う場合、その理由と仮設工事内容 ● 洞道、ケーブルについて、規模（電圧階級・容量・条数等）やこう長に応じた工事計画値（資材費、請負費）となっているか ● 海底ケーブルにおいては、ルート条件（水深・海域利用状況等）に応じた防護方法選定となっているか
変電所・開閉所・交直変換所	● 変圧器・調相機器・開閉器類（遮断器、断路器、GISなど）・交直変換設備等の主要機器の基本仕様（容量・通過電流・母線形態等）や機器配置レイアウト（計画に基づいているか、相違がある場合はその理由） ● 変圧器・開閉器類・交直変換設備等の主要機器の工事計画値（資材費）については、合理的な額か（例えば、同規模の過去実績から合理的に説明可能か） ● 土木工事（請負費）については、土地造成面積・土量等に応じた工事計画値となっているか ● 建築工事（請負費）については、延床面積等に応じた工事費となっているか ● 電気工事（請負費）については、合理的な額か（例えば、同規模の過去実績から合理的に説明可能か）
その他	● 整備計画から相違がある場合はその内容と理由

④中間検証：予備費の執行対象の判断基準ならびに具体例（1）

- 予見困難な事象が発生した場合においても工事を中断することなく円滑に進めるため、工事実施段階において、**物価上昇分を除いた工事費総額が「工事費の概算額＋予備費」を超過する場合に中間検証（超過しない場合には最終検証）を行うこととする。**
- **中間検証では予備費を執行した理由（事象）が適切か、対応が合理的であったか等を検証する。**

フェーズ２の流れ

調達プロセス・工事内容の検証

中間検証※

※必要により実施

最終検証

予備費執行のプロセス

予見困難な事象の発生※1 → 事業実施主体にて対応を検討 → 事業実施主体から広域機関に報告 → 事業実施主体にて予備費の範囲内で対応

※1事業実施主体で判断が困難な場合には、事業実施主体は広域機関に予備費執行に該当する事象かの確認を求めることができる。

・理由(事象)
・対応内容
・見込(執行)額

工事費総額から物価上昇分を除いた額が「工事費の概算額＋予備費」の範囲かを確認

広域機関にて受領・確認

範囲外 → 中間検証実施※2

※2予備費を再設定する場合は残工事を基に設定する

範囲内 → 最終検証で検証※3

※3事業実施主体からの要請があれば中間検証を実施する

（参考）各広域系統整備計画における概算工事費の変動状況については24スライドを参照

④中間検証：予備費の執行対象の判断基準ならびに具体例 (2)

フェーズ２

■ 予備費で対応する「予見が困難な事象」とは、「合理的な検討を行っても予見が困難な事象、または事象そのものは予見可能であっても当該事象に係る工事費または変動分の合理的な算出が困難な事象」とし、以下の３つの判断基準で大別することでどうか。

予備費の執行対象の判断基準

判断基準①：災害等、事前に発生頻度の想定や対策費の算定が困難な事象

判断基準②：調査・測量の結果や資材調達等に起因するもので、事業者の責に帰さない事象

判断基準③：関係者調整、法令改正等の外生的要因による事象

■ また、各判断基準に該当する事象及び該当しない事象の具体例を本ガイドラインに記載して明確化することとし、15～18頁の通り記載してはどうか。

■ なお、発生した事象が判断基準に記載のない場合等については、類似する判断基準等を参照しながら適否を個別に判断することとしてはどうか。そのうえで、機会を見て、本ガイドラインに事例として追記していくことでどうか。

④中間検証：予備費の執行対象の判断基準ならびに具体例 (3)

判断基準①：災害等、事前に発生頻度の想定や対策費の算定が困難な事象

具体例
● 台風や地震等の自然災害により、設備や運搬路等を損傷した場合 ● 戦争・紛争・感染症等社会的疫病の流行などによる納期・工期遅延に起因して工事費が増加した場合 ● 過去の同規模工事と同等の品質が得られる調査・測量内容を実施するなど合理的な調査・測量を行ったものの、工事着手後、湧水や硬質岩盤や軟弱地盤等の発生により、追加対策が必要となった場合 ● 上記の各事例に伴い、工程遅延や第三者への損害賠償等により費用が増加した場合 ● 上記の各事例への対策として付保した保険の保険料が増加した場合

④中間検証：予備費の執行対象の判断基準ならびに具体例 (4)

フェーズ２

判断基準②：調査・測量の結果や資材調達等に起因するもので、事業者の責に帰さない事象

具体例
● 調査・測量や詳細設計による仕様変更や送電線ルート変更等により工事費が増加した場合 （杭打設数や工法の変更、機器レイアウト変更、送電線亘長の延長等）
● 調査・測量時と施工時の諸条件の差異により工事費が増加した場合 （自然地形・地質、気象・海象条件等が相違していることによる設計変更等）
● 現地調査の結果、実施案で適用した標準モデルとは異なる仮設備となった場合
● 現地調査の結果、地図等を基にした机上検討で算定したものとは異なる運搬方法やルートとなった場合
● 事業者が実績等を基にある比率を仮定して当初数量を算定したが、結果的に異なる比率の数量となった場合
● 調達プロセス実施の結果、当初計画していた工事費より増となった場合
● 当初予期していない施工力不足の解消のために資機材等（ICT建機など）を導入し工事費が増となった場合
● 調達先の製造・輸送トラブル等により、当初計画していた工事費より増となった場合
● ある請負業者の責任範囲で発生した事象により、他の請負業者の責任範囲に影響が生じた場合
● そのほか、事業者の責に帰さない事由により発生した工期遅延、製作遅延等に伴い工事費が増加した場合

④中間検証：予備費の執行対象の判断基準ならびに具体例 (5)

判断基準③：関係者調整、法令改正等の外生的要因による事象

具体例
● 地権者・地元関係者等からの要望により、設計や工法等を変更する必要が生じた場合
● 関係者との協議の結果により、ルートを変更する必要が生じた等により工事費の増が生じた場合
● 法改正や行政指導により、追加調査や設計の見直し等が必要となった場合
● 法改正に伴う労働環境改善への対応により、工事費が増となった場合
● JEC等の設計標準の改正により工事設計の見直しが必要となった場合
● 通信回線保有者との調整により電磁誘導対策費用の増加や対策内容に変更が生じた場合
● 停止調整の不調に伴う工期遅延により工事費が増となった場合
● 行政から追加の課税（自治体の固定資産税等）が発生した場合

④中間検証：予備費の執行対象の判断基準ならびに具体例 (6)

フェーズ２

予備費対象外となる例

具体例
● 事業者の故意・重過失により、設備や運搬路等を損傷した場合
● 事業者が虚偽の申請を行った場合
● 事業者の違法行為により増嵩した場合
● 社会通念上許容される範囲を明らかに超えた設備等により工事費が増嵩した場合

⑤最終検証について

■ **「計画評価及び検証小委員会」の検証プロセスにおいて最終検証を行うことを明確化し、検証方法・検証対象は以下の通りとすることでどうか。**

フェーズ２の流れ

調達プロセス・
工事内容の検証

↓

中間検証※

※必要により実施

↓

最終検証

最終検証に関する記載項目

- ✓ 整備計画に係る全ての工事等が完了し、最終的な費用が確定した後、**事業全体のコスト効率性、工事完了状況等について総合的な検証を行う。**
- ✓ **物価変動の実績について検証を行う。**（ただし、中間検証を行い、物価変動の検証を既に行っている場合にはその限りではない）
- ✓ 予備費の執行状況について、中間検証が行われていない場合には、最終検証で検証を行う。
- ✓ 工事が計画通りに進捗し、それまでの検証において問題点の指摘や事後確認を要する事項がなかった項目等については、事業実施主体からの実績報告の確認をもって完了とする。

⑥最終検証：物価変動の実績確認の方法

フェーズ２

- 最終検証においては、事業実施主体は対象費目に適した複数の合理的に説明できる指標を用い、**用いた指標、当該指標を用いた根拠、算定期間、算定方法の妥当性**について、広域機関に報告を行うこととし、**望ましい例として具体的に以下の事項を記載してはどうか。**
- また、物価が上昇した場合に限らず、物価が下落した場合も同様の手法で算出して確認することとし、その影響額を最終的な工事費に適切に反映することとする

望ましい報告の例

- ✓ 合理的に説明できる指標を用いており、調達における契約においても当該指標を用いて物価補正することが明記されている
- ✓ 事業者内のマニュアル等において標準的な指標として明記されており、調達における契約においても当該指標を用いて物価補正することが明記されている
- ✓ 実績の算定に用いる指標が想定に用いたものと異なる場合には、合理的な説明が行われている

望ましい物価変動額の算出の例

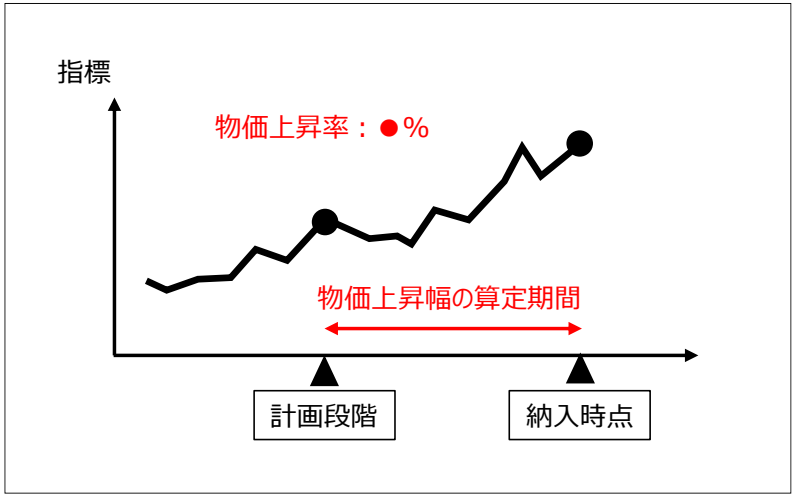

- ✓ 物価上昇の**算定期間、算定方法が明確**となっている

（参考）事業実施主体から中間検証の依頼があった場合等の扱い

フェーズ２

- **物価上昇や予備費の執行に関して、事業実施主体から検証の依頼があった場合には、中間検証を行い確認する**こととし、具体的なタイミングとして以下を想定する。
  - ✓ 設計完了時や主要な工事の完了時等
  - ✓ レベニューキャップ制度に基づく託送料金申請のタイミング等
- また、対象事業の規模や特性、リスク等を踏まえ、**広域機関が必要と認めるタイミングにおいても、事業実施主体へ事前に通知を行ったうえで中間検証を行い確認する場合があり、**具体的なタイミングとしては以下を想定する。
  - ✓ 広域機関が、物価上昇が整備計画策定時の想定を上回り全体工事費の大幅な増加が見込まれると判断した場合等

今後のスケジュールについて

- 本日いただいたご意見も踏まえて、具体的な検証方法や基準について引き続き整理を行い、あらためて整理結果をお示ししたい。

《今後のスケジュール》

2025年	9月	ガイドラインにおける具体的な検証内容（1回目、本日）
	10月頃	ガイドラインにおける具体的な検証内容（2回目） 広域系統整備委員会におけるガイドラインの素案の提示（2回目）
	11～12月	国の審議会における議論
	12月末	ガイドライン公表

【参考】国の審議会における議論状況

- 地域間連系線の整備の費用増額時等には、「計画評価及び検証小委員会」にて本ガイドラインに基づき確認・検証が行われ、その結果を基に一般送配電事業者が託送料金として申請を行い、電力・ガス取引監視等委員会は金額の確認を行うと整理されている。

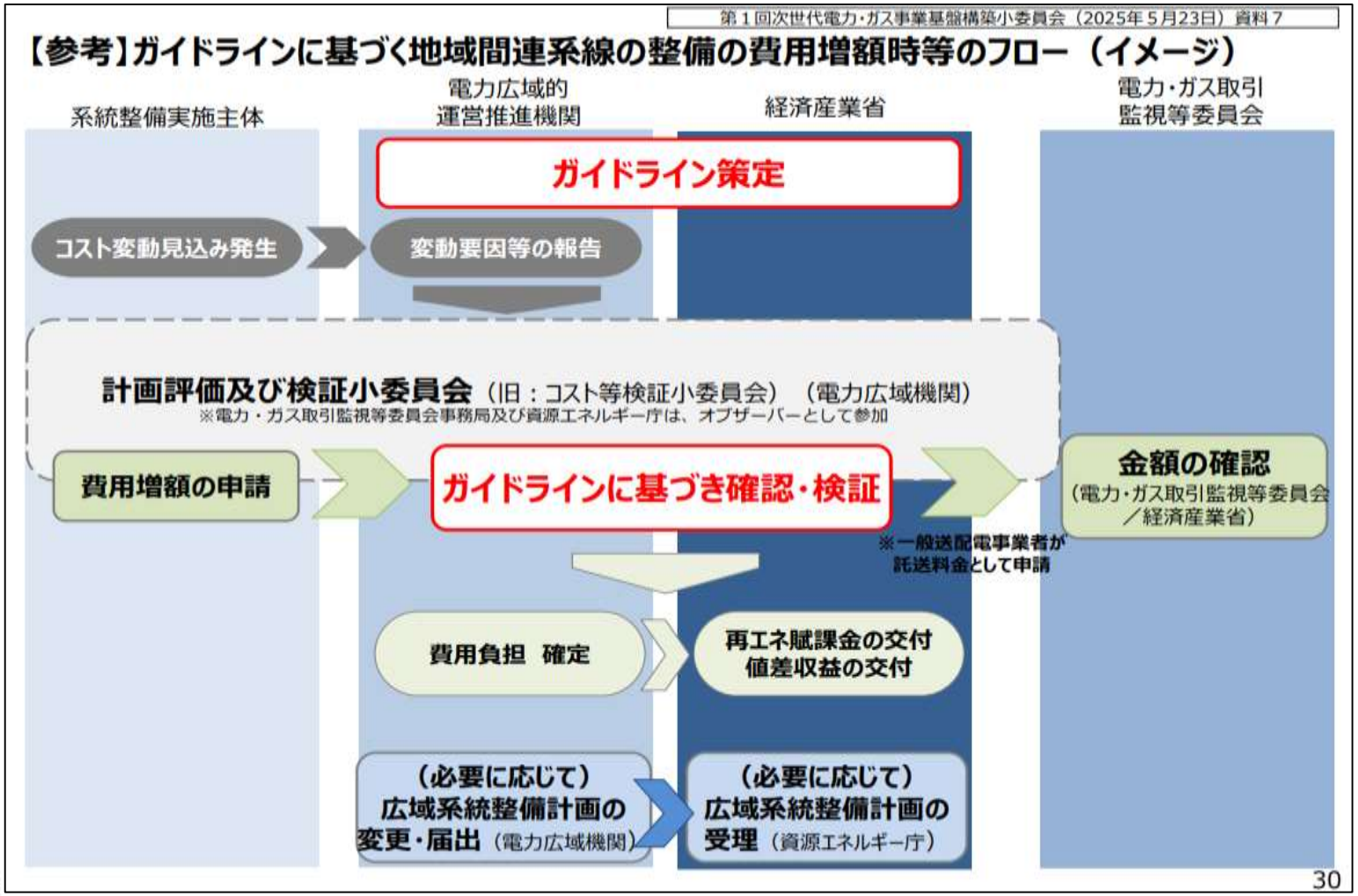

【参考】各広域系統整備計画における概算工事費の変動状況

第89回 広域系統整備委員会（2025年5月30日）資料4 に追記

Ⅲ．概算工事費の変動状況

各広域系統整備計画における概算工事費の変動状況（2025年3月時点）

42

（億円）

整備計画（億円）		事業実施主体	整備計画の概算工事費❶	各事業実施主体による見通し額			
				2025年3月時点		（参考）2024年3月時点	
				概算工事費❷	変動額❷−❶	概算工事費❸	変動額❸−❶
Ⅲ-1	東京中部間連系設備（更なるFC）	東京PG	146	171	+24	168	+22
		中部PG	634	545	▲89	564	▲69
		電発NW	1,057	1,364	+307	1,330	+273
		合計	1,837	2,080	+243	2,062	+226
		変動分	−	+243		+226	−
		変動率	−	113.2%		112.3%	−
Ⅲ-2	東北東京間連系線（第二相双）	東北NW	1,515	1,904	+389	1,717	+202
		東京PG	18	25	+7	25	+8
		合計	1,533	1,929	+396	1,742	+210
		変動分	−	+396		+210	−
		変動率	−	125.8%		113.7%	−
Ⅲ-3	北海道本州間連系設備（新々北本）	北海道NW	454	449	▲4	449	▲4
		東北NW	25	27	+2	27	+2
		合計	479	477	▲2	477	▲2
		変動分	−	▲2	−	▲2	−
		変動率	−	99.6%	−	99.6%	−
Ⅲ-4	中部関西間連系線	中部PG	333	331	▲2		
		関西送配電	247	240	▲7		
		合計	580	571	▲9		
		変動分	−	▲9			
		変動率	−	98.4%			

※変動率は物価上昇も含む値であり、いずれの工事も継続中であるため今後変動し得る